

基礎控除等の改正

～令和8年度税制改正大綱を踏まえて～
～178万円の内訳～

税理士 大畑 智宏

公益財団法人 日本税務研究センター

令和7年度税制改正

第一 令和7年度税制改正の基本的考え方（抜粋）

1. 成長型経済への移行

（1）物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応

所得税については、基礎控除の額が定額であることにより、物価が上昇すると実質的な税負担が増えるという課題がある。

わが国経済は長きにわたり、デフレの状態が続いてきたため、こうした問題が顕在化することはなかったが、足元では物価が上昇傾向にある。一般に指標とされる消費者物価指数（総合）は、最後に基礎控除の引上げが行われた平成7年から令和5年にかけて10%程度上昇し、令和6年も10月までに3%程度上昇しており、今後も一定の上昇が見込まれる。また、生活必需品を多く含む基礎的支出項目の消費者物価は平成7年から令和5年にかけて20%程度上昇している。こうした物価動向を踏まえ、所得税の基礎控除の額を現行の最高48万円から最高58万円に10万円、20%程度引き上げる。

第一 令和7年度税制改正の基本的考え方（抜粋）

1. 成長型経済への移行

（1）物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応

給与所得控除については、給与収入に対する割合に基づき計算される控除であり、物価の上昇とともに賃金が上昇すれば、控除額も増加する。しかしながら、最低保障額が適用される収入である場合、収入が増えても控除額は増加しない構造であるため、物価上昇への対応とともに、就業調整にも対応するとの観点から、最低保障額を現行の 55 万円から 65 万円に 10 万円引き上げる。

また、現下の厳しい人手不足の状況において、特に大学生のアルバイトの就業調整について、税制が一因となっているとの指摘がある。このため、19 歳から 22 歳までの大学生年代の子等の合計所得金額が 85 万円（給与収入 150 万円に相当）までは、親等が特定扶養控除と同額（63 万円）の所得控除を受けられ、また、大学生年代の子等の合計所得金額が 85 万円を超えた場合でも親等が受けられる控除の額が段階的に逡減する仕組みを導入する。

さらに、扶養親族及び同一生計配偶者の合計所得金額に係る要件について、現行の基礎控除と同額の 48 万円を、基礎控除の引上げを踏まえ、58 万円とする。

第二 令和7年度税制改正の具体的内容

一 個人所得課税

1 物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応

（国 税）

（1）基礎控除（所法86）

① 基礎控除について、合計所得金額が 2,350 万円以下である個人の控除額を 10 万円引き上げる。

② 上記①の見直しの結果、基礎控除の額は次のとおりとなる。

イ 合計所得金額が 2,350 万円以下である個人 58 万円

ロ 合計所得金額が 2,350 万円を超え 2,400 万円以下である個人 48 万円

ハ 合計所得金額が 2,400 万円を超え 2,450 万円以下である個人 32 万円

ニ 合計所得金額が 2,450 万円を超え 2,500 万円以下である個人 16 万円

③ 上記①の見直しに伴い、公的年金等に係る源泉徴収税額の見直し等の所要の措置を講ずる。

（注1）上記の改正は、令和7年分以後の所得税について適用する。なお、給与等及び公的年金等の源泉徴収については、令和8年1月1日以後に支払うべき給与等又は公的年金等について適用する。

（注2）上記の改正に伴い生ずる公的年金等につき源泉徴収された所得税の額に係る超過額について、当該公的年金等（確定給付企業年金法の規定に基づいて支給を受ける年金等を除く。）の支払者から還付等をするための措置を講ずる。

第二 令和7年度税制改正の具体的内容

一 個人所得課税

1 物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応

(2) 給与所得控除

① 給与所得控除について、55万円の最低保障額を65万円に引き上げる。

② 上記①の見直しに伴い、ア給与所得の源泉徴収税額表（月額表、日額表）、イ賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表、ウ年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表等について所要の措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、令和7年分以後の所得税について適用する。なお、上記②の給与所得の源泉徴収税額表（月額表、日額表）及びイ賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表の改正については、令和8年1月1日以後に支払うべき給与等について適用する。

1-3 改正の概要（給与所得控除）

令和7年度税制改正における、給与所得控除の改正の概要を教えてください。

[A]

以下のとおり、所得税の給与所得控除の見直しが行われました。

この改正は、原則として、令和7年分以後の所得税について適用されます。

- 1 給与所得控除について、55万円の最低保障額が65万円に引き上げられました。

【給与所得控除額】

給与の収入金額	給与所得控除額	
	改正後	改正前
162万5,000円以下	65万円	55万円
162万5,000円超 180万円以下		その収入金額×40%－10万円
180万円超 190万円以下		その収入金額×30%＋8万円

(注) 給与の収入金額190万円超の場合の給与所得控除額に改正はありません。

給与所得控除額
(万円)

..... 子育て世帯

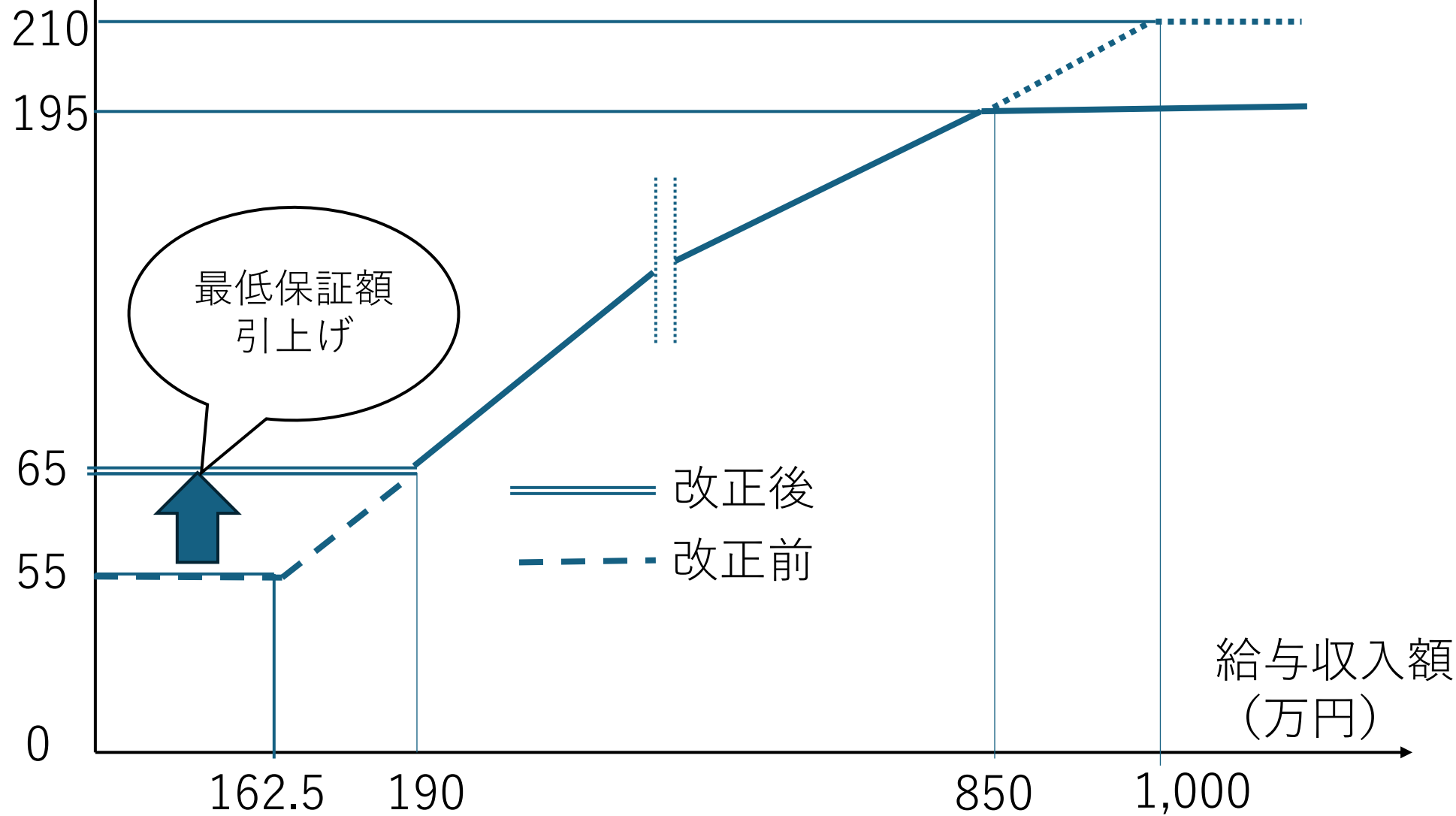


図 令和7年度税制改正 給与所得控除最低保証額

第一 所得税の基礎控除等の特例（租税特別措置法第41条の16の2関係）

令和7年分以後の各年分において、居住者のその年分の合計所得金額が655万円（令和9年分以後の各年分にあつては、132万円）以下である場合における所得税の基礎控除の額は、政府原案（所法86）の金額に次の金額を加算した額とする等の特例を創設すること。

一 令和7年分及び令和8年分 次の区分に応じそれぞれ次に定める金額

- 1 合計所得金額が132万円（給与収入200万円）以下である場合 37万円
- 2 合計所得金額が132万円を超え336万円以下である場合 30万円
（給与収入200万円相当～475万円相当以下）
- 3 合計所得金額が336万円を超え489万円以下である場合 10万円
（給与収入475万円相当～665万円相当以下）
- 4 合計所得金額が489万円を超える場合 5万円
（給与収入665万円相当～850万円相当以下）

二 令和9年分以後の各年分 37万円（合計所得金額が132万円以下である場合）

（注）課税最低限は160万円（一般的な社会保険料支払いがある場合、188万円）となる。

→65万円（給与所得控除）＋58万円（本法）＋37万円（措法）＝160万円

→65万円（給与所得控除）＋58万円（本法）＋37万円（措法）＋28万円（社会保険料控除）＝188万円

区分	所法86	措法41の16の2	合計
合計所得金額が132万円以下 (給与収入200万3999円以下)	58万円	37万円 (恒久)	95万円
合計所得金額が132万円～336万円以下 (給与収入200万3999円～475万1999円以下)	58万円	30万円 (R7-8のみ)	88万円 (R7-8) 58万円 (R9-)
合計所得金額が336万円～489万円以下 (給与収入475万1999円～665万5556円以下)	58万円	10万円 (R7-8のみ)	68万円 (R7-8) 58万円 (R9-)
合計所得金額が489万円～655万円以下 (給与収入665万5556円～850万円以下)	58万円	5万円 (R7-8のみ)	63万円 (R7-8) 58万円 (R9-)
合計所得が655万円～2,350万円以下 (給与収入850万円～2,545万円以下)	58万円	0	58万円
合計所得金額が2,350万円～2,400万円以下 (給与収入2,545万円～2,595万円以下)	48万円	0	48万円
合計所得金額が2,400万円～2,450万円以下 (給与収入2,595万円～2,645万円以下)	32万円	0	32万円
合計所得金額が2,450万円～2,500万円以下 (給与収入2,645万円～2,695万円以下)	16万円	0	16万円
合計所得金額が2,500万円超 (給与収入2,695万円超)	0	0	0

図 令和7年度 改正基礎控除 (所法86及び措法41の16の2)

Question

なぜ基礎控除をさらに上乘せ?

Answer

生計費を考慮し低所得者層の税負担軽減

政府与党は昨年末の税制改正大綱を決定した際、いわゆる「年収103万円の壁」について、基礎控除と給与所得控除をそれぞれ10万円引き上げ、123万円にしました。これに先立ち、自公両党は国民民主党との間で「178万円を目指して引き上げる」とする3党幹事長合意を結んでいます。

年明けからの3党協議で、国民民主党から「基礎控除の引き上げは憲法で定める生存権に基づくべき」との主張がありました。これを受けて、自公両党は、東京都の生活保護基準や最低賃金の水準等を考慮し、年収200万円以下の低所得層の税負担を軽減するため課税最低限を123万円から160万円に引き上げることにしました。

Question

なぜ所得制限を設けた?

Answer

異なる政策目的。1人当たりの減税額を平準化する

まず、課税最低限を160万円とすることと、年収200万円以上の所得層に対して段階的に基礎控除を上乘せすることは政策目的が異なります。200万円以下の層は低所得者層の税負担に対する配慮として恒久的措置としました。一方、中所得層を含めた税負担の軽減は、物価上昇に賃金上昇が追い付いていない現状を踏まえた措置として、令和7・8年の2年間に限定します。

その際、高所得者優遇とならないよう、基礎控除の上乗せに段階を設けて、当初案と併せて一人当たりの減税額を平準化するようにしました。

(所得税の抜本的な改革に係る措置)

第81条 政府は、我が国の経済社会の構造変化を踏まえ、各種所得の課税の在り方及び人的控除をはじめとする各種控除の在り方の見直しを含む所得税の抜本的な改革について検討を加え、その結果に基づき、必要な法制上の措置を講ずるものとする。

2 前項の検討に当たっては、基礎控除等の額が定額であることにより物価が上昇した場合に実質的な所得税の負担が増加するという課題への対応について、所得税の源泉徴収をする義務がある者の事務負担への影響も勘案しつつ、物価の上昇等を踏まえて基礎控除等の額を適時に引き上げるという基本的方向性により、具体的な方策を検討するものとする。

- 所得税の各種所得の課税の在り方及び人的控除をはじめとする各種控除の在り方の見直しについて、まずは「**活力ある長寿社会に向けたライフコースに中立な税制に関する専門家会合**」において論点の整理を行ってはどうか。
- その際、まずは、法律により明示的に検討が求められている、**物価の上昇等を踏まえた基礎控除等の額の適時の引上げの具体的な方策**から検討することとしてはどうか。

考えられる具体的な物価調整のイメージ

考えられる具体的な物価調整のイメージ 1 毎年物価調整を実施

(例) X年第3四半期における対前年比の物価上昇率を勘案して基礎控除等の額を決定 X+1年の通常国会に改正法案を提出

X+2年分の所得税から適用 (X+2年1月から新たな控除額に基づく源泉徴収を実施)

【特徴】 物価変動をタイムリーに反映
システム改修を含む源泉徴収義務者の事務負担への影響に留意する必要

考えられる具体的な物価調整のイメージ 2 定期的に物価調整を実施

(例) 3年おきに第3四半期における対3年前の同期比の物価上昇率を勘案して基礎控除等の額を決定
※改正法案提出時期と適用時期についてはイメージ1と同様

【特徴】 物価変動のトレンドを反映
システム改修を含む源泉徴収義務者の対応を毎年行う必要はないシステム改修時期についての予測可能性が高い

考えられる具体的な物価調整のイメージ 3 毎年点検し、一定の物価上昇率となった際に調整を実施

(例) 前回引上げ時の前年の第3四半期からの物価上昇率が5%を上回った際に、物価上昇率を勘案して基礎控除等の額を決定
※改正法案提出時期と適用時期についてはイメージ1と同様

【特徴】 物価変動を比較的タイムリーに反映
システム改修を含む源泉徴収義務者の対応を必ずしも毎年行う必要はない改修時期についての予測可能性が低い

令和8年度税制改正大綱

第一 令和8年度税制改正の基本的考え方（抜粋）

1. 物価高への対応

（1）物価上昇局面における基礎控除等の対応

① 物価上昇に連動して基礎控除等を引き上げる仕組みの創設

所得税については、基礎控除の額が定額であることにより、物価が上昇すると控除の実質的な価値が減少し、結果として、実質的な税負担が増加するという課題がある。こうした課題に対応していくため、今後、次のような基本的考え方に基づいて基礎控除等を適時に見直すこととする。

・基礎控除の本則部分については、見直し前の控除額に、税制改正時における直近2年間の消費者物価指数（総合）の上昇率を乗ずることで調整する。

・給与所得控除の最低保障額についても、基礎控除の本則と同様の措置を講ずる。

・源泉徴収義務者等の事務負担に配慮し、見直しの結果、控除額に端数が生ずる場合には万円単位で調整するとともに、見直し初年は、月次の源泉徴収等では対応せず年末調整からの対応とする。

令和8年度税制改正においては、令和8年・9年分所得に適用される控除額として、令和5年10月から令和7年10月までの2年間の消費者物価指数（総合）の上昇率6.0%を踏まえ、基礎控除の本則については現行58万円を62万円（ア）に、給与所得控除の最低保障額については現行65万円を69万円（イ）にそれぞれ引き上げる。

令和8年度税制改正大綱（令和7年12月19日）（自由民主党 日本維新の会）抜粋

第一 令和8年度税制改正の基本的考え方（抜粋）

個人住民税については、「地域社会の会費」的な性格を踏まえ、所得税の諸控除の見直しのほか、地方税財源への影響や税務手続の簡素化の観点等を総合的に勘案し、地方公共団体の意見を踏まえつつ、その非課税限度額や基礎控除等について必要な対応を検討する。令和8年度税制改正においては、給与所得控除の見直しについて対応することとする。

これらの引上げは、物価調整を行うものであることを踏まえ、特段の財源確保措置を要しないこととする。

また、従来、給付や負担の決定にあたって所得税及び個人住民税の所得・税額を参照してきた各種制度について、今後、所得税の基礎控除等が定期的に見直されていくことを踏まえ、見直し後の給付や負担の決定基準のあり方については、所管省庁において検討し、必要な対応を行う。

令和8年度税制改正大綱（令和7年12月19日）（自由民主党 日本維新の会）抜粋

第一 令和8年度税制改正の基本的考え方（抜粋）

② 「三党合意」を踏まえた更なる対応

令和7年度税制改正において恒久的な制度として措置された基礎控除の特例は、今後も生活保護基準額を勘案して見直していくことを基本とする。その上で、就業調整に対応するとともに、物価上昇の中で足元厳しい状況にある中低所得者に配慮して、課税最低限を昨年12月11日の自由民主党・公明党・国民民主党による三党合意の趣旨を踏まえた「178万円」に先取りして引き上げる。

具体的には、上記①による基礎控除等の引上げ後の課税最低限168万円と「178万円」との差である10万円について、

•基礎控除の特例のうち現行37万円を5万円（ウ）引き上げるとともに、対象者も給与収入200万円相当までから475万円相当までに拡大する。

•給与所得控除の最低保障額も同様に5万円（エ）引き上げる。

さらに、給与収入475万円相当から665万円相当までを対象としている現行10万円の基礎控除の特例を32万円（ウ）引き上げる。

令和8年度税制改正大綱（令和7年12月19日）（自由民主党 日本維新の会）抜粋

第一 令和8年度税制改正の基本的考え方（抜粋）

（参考）基礎控除の特例

給与収入	現行	改正後
200万円相当まで	37万円（恒久措置）	42万円 （うち37万円は恒久措置）
200万円相当から 475万円相当まで	30万円	42万円
475万円相当から 665万円相当まで	10万円	42万円
665万円相当から 850万円相当まで	5万円	5万円

令和8年度税制改正大綱（令和7年12月19日）（自由民主党 日本維新の会）抜粋

第一 令和8年度税制改正の基本的考え方（抜粋）

この②の引上げは、物価高で厳しい状況にある中低所得者に配慮したものであることや、給付付き税額控除の議論の中で中低所得者層の給付・負担のあり方を検討していくことを踏まえ、令和7年度改正において時限措置とされた基礎控除の特例を含め、令和8年・9年の時限措置として講ずる。

なお、今後、生活保護基準額が178万円に達するまでは、課税最低限178万円を維持しつつ、上記①の物価連動による基礎控除の本則部分と給与所得控除の最低保障額の引上げに応じて、同額を特例措置からそれぞれ振り替えていくこととする。

以上①及び②については、令和8年分の所得税及び令和9年度分の個人住民税から適用することとし、令和8年分所得への適用は、源泉徴収義務者等の事務負担に配慮し、年末調整からとする。

これらにより、全ての納税者の「所得税の負担開始水準」（「基礎控除」及び「給与所得控除」の合計額）は178万円以上となる。

第二 令和8年度税制改正の具体的内容

一 個人所得課税

1 物価上昇局面における基礎控除等の対応

（国 税）

（1）基礎控除

① 基礎控除について、合計所得金額が 2,350 万円以下である個人の控除額を 4 万円引き上げる。

② 上記①の見直しの結果、基礎控除の額は次のとおりとなる。

イ 合計所得金額が 2,350 万円以下である個人 62 万円

ロ 合計所得金額が 2,350 万円を超え 2,400 万円以下である個人 48 万円

ハ 合計所得金額が 2,400 万円を超え 2,450 万円以下である個人 32 万円

ニ 合計所得金額が 2,450 万円を超え 2,500 万円以下である個人 16 万円

③ 上記①の見直しに伴い、公的年金等に係る源泉徴収税額の見直し等の所要の措置を講ずる。

（注1）上記の改正は、令和8年分以後の所得税について適用する。なお、給与等及び公的年金等の源泉徴収については、令和9年1月1日以後に支払うべき給与等又は公的年金等について適用する。

（注2）上記の改正及び下記（4）の改正に伴い生ずる公的年金等につき源泉徴収された所得税の額に係る超過額について、当該公的年金等（確定給付企業年金法の規定に基づいて支給を受ける年金等を除く。）の支払者から還付等をするための措置を講ずる。

第二 令和 8 年度税制改正の具体的内容

（2）給与所得控除

① 給与所得控除について、65 万円の最低保障額を 69 万円に引き上げる。

② 上記①の見直しに伴い、給与所得の源泉徴収税額表（月額表、日額表）、賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表、年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表等について所要の措置を講ずる。

（注）上記の改正は、令和 8 年分以後の所得税について適用する。なお、上記②の給与所得の源泉徴収税額表（月額表、日額表）及び賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表の改正については、令和 9 年 1 月 1 日以後に支払うべき給与等について適用する。

（3）上記（1）及び（2）の見直しに伴う所要の措置

① 同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件を 62 万円以下（現行：58 万円以下）に引き上げる。

② ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等の合計額の要件を 62 万円以下（現行：58 万円以下）に引き上げる。

③ 勤労学生の合計所得金額要件を 89 万円以下（現行：85 万円以下）に引き上げる。

④ 家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額を 69 万円（現行：65 万円）に引き上げる。

⑤ その他所要の措置を講ずる。

（注）上記の改正は、令和 8 年分以後の所得税について適用する。

令和8年度税制改正大綱（令和7年12月19日）（自由民主党 日本維新の会）抜粋

第二 令和8年度税制改正の具体的内容

（4）令和7年分以後の各年分の基礎控除等の特例

① 居住者のその年分の合計所得金額が655万円（令和10年分以後の各年分にあっては、132万円）以下である場合の基礎控除の控除額を加算額を次に掲げる年分の区分に応じそれぞれ次に定める金額とする。

イ 令和8年分及び令和9年分 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

（イ）その居住者のその年分の合計所得金額が489万円以下である場合 42万円

（ロ）その居住者のその年分の合計所得金額が489万円を超える場合 5万円

ロ 令和10年分以後の各年分 37万円

② 上記①の見直しに伴い、公的年金等に係る源泉徴収税額の見直し等の所要の措置を講ずる。

（注）上記②の公的年金等の源泉徴収については、令和9年1月1日以後に支払うべき公的年金等について適用する。

（5）給与所得控除の最低保障額の特例の創設

① 令和8年及び令和9年における給与所得控除の最低保障額を5万円引き上げる特例を創設する。

② 上記①の特例は、年末調整において適用できることとする。

③ その他所要の措置を講ずる。

区分	本則（所法86） 令和7年改正	物価連動（本則） 令和8年以降（ア）	措法41の16の2 令和7年改正（ウ）	三党合意（措法） 令和8年・9年（エ）	合計
合計所得金額が132万円以下 （給与収入206万円以下）	58万円	4万円	37万円 （恒久）	5万円	95万円（R7） 104万円（R8-9） 99万円（R10-）
合計所得金額が132万円～336万円以下 （給与収入206万円～475万1999円以下）	58万円	4万円	30万円 （R7-8のみ）	12万円	88万円（R7） 104万円（R8-9） 62万円（R10-）
合計所得金額が336万円～489万円以下 （給与収入475万1999円～665万5556円以下）	58万円	4万円	10万円 （R7-8のみ）	32万円	68万円（R7） 104万円（R8-9） 62万円（R10-）
合計所得金額が489万円～655万円以下 （給与収入665万5556円～850万円以下）	58万円	4万円	5万円 （R7-8）	5万円 （R9追加）	63万円（R7） 67万円（R8-9） 62万円（R10-）
合計所得が655万円～2,350万円以下 （給与収入850万円～2,545万円以下）	58万円	4万円	0	0	58万円（R7） 62万円（R8-）
合計所得金額が2,350万円～2,400万円以下 （給与収入2,545万円～2,595万円以下）	48万円	0	0	0	48万円
合計所得金額が2,400万円～2,450万円以下 （給与収入2,595万円～2,645万円以下）	32万円	0	0	0	32万円
合計所得金額が2,450万円～2,500万円以下 （給与収入2,645万円～2,695万円以下）	16万円	0	0	0	16万円
合計所得金額が2,500万円超 （給与収入2,695万円超）	0	0	0	0	0

図 令和8年度改正以後基礎控除（所法86及び措法41の16の2）

給与所得控除額	令和8年改正前	物価連動 令和8年以降 (イ)	三党合意 令和8・年9年 (工)	合計
最低保証額	65万円	4万円	5万円	74万円
給与収入金額要件	190万円以下	220万円以下	220万円以下	220万円以下

図 令和8年度改正以後給与所得控除

物価上昇局面における基礎控除等の対応
令和8年度税制改正

【物価連動（本則）】

- ① - 1 基礎控除（ア）
- ① - 2 給与所得控除（イ）



三党合意（178万円合意）

【物価高対策】

- ② - 1 基礎控除特例（ウ）
- ② - 2 給与所得控除（エ）
（最低保障額の特例）

基礎控除

$$58 + 4 \text{（ア）} + 37 \text{（R7）} + 5 \text{（ウ：R8-9）} = 104$$

給与所得控除

$$65 + 4 \text{（イ）} + 5 \text{（エ：R8-9）} = 74$$

$$\text{合計 } 104 + 74 = 178 \text{万円}$$

給与収入665万円相当
額まではR7+(R8-9)
合計で42万円
とする特例²⁵